

ファスマック
種苗検査セミナー①

輸出国でも検査証明

第4次植物検疫改正で

農林水産省消費・安全局植物
防检疫課対策室検疫企画班 岩井朋久氏

はそれに合わせるなど
の国際ルールがあり、そ
れに則って改正してき
た。

これまでの改正では、

遺伝子診断に変更
検疫有害動植物対象をリ
スト化して明確にする、

植物検疫当局が、意見・
情報の交換を行うリスク

コスト化して明確にする、
検疫対象の追加、輸出国

の栽培地検査、検疫対
象の発生地域や寄主植物

の見直しなどが行われて
きた。

今回の改正の最大のボ
イントは、ジャガイモや
セイもウイロイドなどボ
スピウイロイド8種の検

査要求項目が栽培地検査
から遺伝子診断に変更さ
れること。輸出国でも遺

伝子診断などの精密検定
でウイロイドに侵されて
いることを確認し、そ

の旨を検査証明書に記
載するようになつた。

その背景には、生産国
でなければ検査証明がで

きないというのでは問題
が生じることや、輸出国

の不利になる場合がある
などの理由から変更が加
えられた。

種子伝染性病害に対し
て精密検定を要求する国

が増えており、種子の国
際移動に関して基準をつ

くる動きが出ていた。

研究部門野菜育種・ゲノ
ム研究領域の布目司ゲノ
ム解析ユニット長の「D
NAマーカー開発と野菜

類でのマーカー利用」の
講演要旨は、順次掲載す
る。

ファスマックは11月24日、東京都品川区のパドムで第3回種苗検査セミナーを開いた。「種苗の品質管理に役立つ情報」をテーマに、「第4次植物検疫改正」「野菜のウイロイド」「野菜類でのDNAマーカー利用」について、専門家が講演した。

農林水産省消費・安全局植物防疫課検疫対策室検疫企画班の岩井朋久氏は「植物検疫制度の見直しについて」と題して講演した。植物検疫法は2011（平成23）年3月の第1次改正から今年5

5年間に4回見直しを行っている。国際植物防疫条約では植物に有害な病害虫が侵入・まん延することを防止するために、加盟国が適切な植物検疫措置を確保することを目的に、国

はそれに合わせるなど

の国際ルールがあり、そ

れに則って改正してき

た。

これまでの改正では、

遺伝子診断に変更
検疫有害動植物対象をリ
スト化して明確にする、

植物検疫当局が、意見・
情報の交換を行うリスク

コスト化して明確にする、
検疫対象の追加、輸出国

の栽培地検査、検疫対
象の発生地域や寄主植物

の見直しなどが行われて
きた。

今回の改正の最大のボ
イントは、ジャガイモや
セイもウイロイドなどボ
スピウイロイド8種の検

査要求項目が栽培地検査
から遺伝子診断に変更さ
れること。輸出国でも遺

伝子診断などの精密検定
でウイロイドに侵されて
いることを確認し、そ

の旨を検査証明書に記
載するようになつた。

その背景には、生産国
でなければ検査証明がで

きないというのでは問題
が生じることや、輸出国

の不利になる場合がある
などの理由から変更が加
えられた。

種子伝染性病害に対し
て精密検定を要求する国

が増えており、種子の国
際移動に関して基準をつ

くる動きが出ていた。

研究部門野菜育種・ゲノ
ム研究領域の布目司ゲノ
ム解析ユニット長の「D
NAマーカー開発と野菜

類でのマーカー利用」の
講演要旨は、順次掲載す
る。